

地域密着型サービス及び施設サービス等の整備計画について

第7期計画では、国、県の指針及び本市での施設利用の状況等から、施設整備は行わず、中重度の要介護者や医療ニーズの高い方の在宅での生活の継続を支援するサービスの充実を図ることとしています。

1 整備の時期

第7期計画期間において、以下のサービスの整備を推進しますが、平成30年度に公募、選定等を行い、平成31年度整備を目指したいと考えます。

【整備計画】

事業名	整備年度	整備数
小規模多機能型居宅介護	平成31年度	2施設
看護小規模多機能型居宅介護	平成31年度	1施設
療養通所介護（地域密着型通所介護）	平成31年度	1施設

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 市の方針

第6期において2事業所開設されましたが、在宅生活を継続する要介護者にとって必要不可欠なサービスであるため、第7期でさらなる充実を図ることとします。

しかし、現在、日常生活圏域2圏域毎に1事業所ずつ開設しており、市内全域において提供が可能な状況であること、また、1事業所においては、整備計画時の提供見込み数に達していないことから、新しい事業者の参入を図るための公募は行わないこととし、現在の整備体制で、訪問介護事業所への一部委託を認め、効果的な提供を可能とするサービス提供体制の構築を推進します。

【整備状況】

事業所名	サービス提供地域 (日常生活圏域)	開設年月	整備時提供 見込み数	12月末 利用実績
あさひサポート センター	西脇地区 西脇南地区	平成27年11月	30人	28人
桜丘あんしんケア コールセンター	西脇東地区 黒田庄地区	平成27年12月	30人	16人

(2) 一部委託とは

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者と訪問介護事業者

の契約に基づき、定期巡回サービス・随時対応サービスの提供の一部を訪問介護事業者が担うものです。

(3) 一部委託の根拠

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第3条の30第2項において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、事業の一部を他の訪問介護事業所に委託することができることとされています。

第3条の30 2

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

(4) 一部委託の効果

ア 短時間で複数回のサービスの提供が必要な利用者に対し、利用者の近くの訪問介護事業者が訪問することにより、移動時間が節約できる。

イ 訪問介護を利用の方が、容態の変化等により、定期巡回の利用が必要となった場合でも、引き続き、馴染みのヘルパーに関わってもらえることができる。

ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、契約の訪問介護事業者の提供時間の空き状況を確認し依頼できることから、市全体で空き状況を利用した効率的なサービスの提供が可能となる。

3 特定施設入居者生活介護

(1) 国及び県の指針

国の指針においては、ニーズを反映した的確なサービス量を見

込み、見込量確保のための方策を示すこととされています。

一方、県の指針では、特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホーム等は中重度の要介護者も利用できることから、今後の後期高齢者の大幅な増加に対応するサービスの基盤として、その拡大を積極的に図ることとされ、整備の必要量の目安は示されていません。

(2) 市の考え方

特定施設入居者生活介護の施設については、以下の理由から第7期計画期間では整備しないことと考えます。

ア ケアマネジャーへのアンケート結果で、不足していると感じるサービスとして特定施設入居者生活介護との回答は1件もなかった。

イ 平成28年度に特別養護老人ホームが開設したが、第1階層（入所の緊急性の高い人）の入所待機者の数が減少しなかったこと等から、利用料が高額であるユニット型の施設ではなく、多床室の入所待機者が多い状況であることがわかった。ユニット型施設と同様に高額である特定施設入居者生活介護の施設は特別養護老人ホーム入所待機者の代替施設としての役割を果たさない。

イ 現在68床の施設が1施設あり、満床の状況ではあるが、西脇市の被保険者の利用は37人であり、半数近くが他市の被保険者であることから、西脇市の必要量が不足しているとは考えにくい。